

(振り返り) SDGsとは

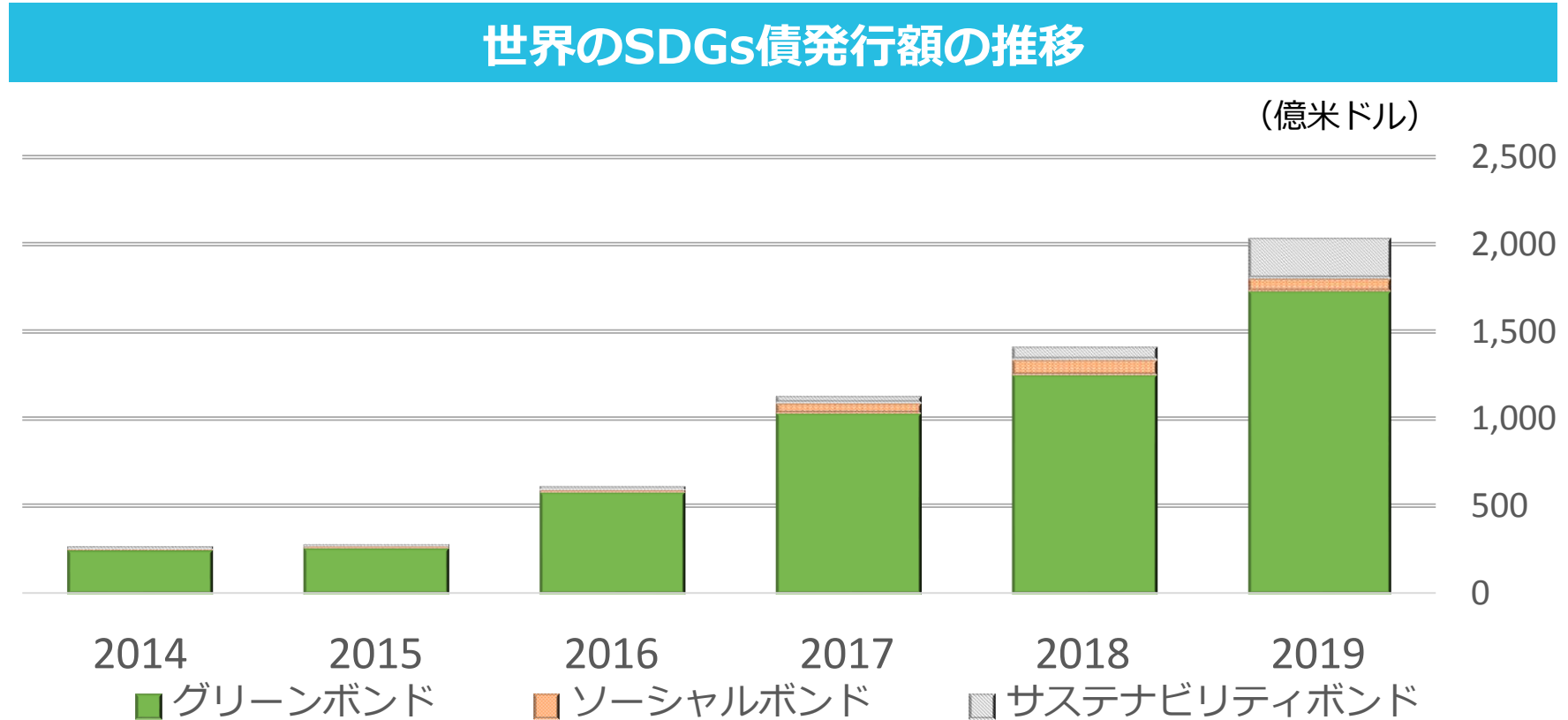
SDGs (Sustainable Development Goals) とは、
2015年9月に国連サミットにおいて採択された **持続可能な開発目標**。
環境、社会、経済の3側面から**17の目標**を掲げ、**2030年までの達成**を目指す。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



市場規模が拡大するSDGs債とは

- 社会課題や環境問題の解決をテーマとした、特定の事業に使う資金を調達するために発行する債券。
 - 環境問題の解決をテーマとした「グリーンボンド」、社会課題の解決をテーマとした「ソーシャルボンド」、両者の性質を併せ持つ「サステナビリティボンド」の3種類がある。SDGs達成への貢献が期待されることから、総称して **SDGs債** と呼ばれている。



(出所) Bloombergより大和総研作成

SDGs債 発展の経緯

年	出来事
2007	欧州投資銀行（EIB）がClimate Awareness Bondを発行。
2008	世界銀行がグリーンボンドを発行。グリーンボンドという呼称を用いたのは世界銀行が初。
2013	民間企業から初めてグリーンボンドが発行される。
2014	ICMA（国際資本市場協会）から グリーンボンド原則 が発表される。
2015	第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、 パリ協定 が採択される。 国連において SDGs（持続可能な開発目標） が採択される。
2016	ポーランドで世界初のグリーン国債が発行される。
2017	ICMAから ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン が策定される。

（出所）各種資料より大和総研作成

➤ 調達資金の使途

調達した資金が環境面での便益を有するグリーンプロジェクトのために使われることを法的書類に記載するべきである。

➤ プロジェクトの評価と選定のプロセス

発行体は、グリーンボンドの環境面での目的や、プロジェクトが適格であると判断するプロセスについて投資家に明確に伝えるべきである。

➤ 調達資金の管理

グリーンボンドによって調達された手取金は、適切な方法で管理するべきである。

➤ レポーティング

発行体は資金使途に関する最新の情報を更新し、年に一度は開示するべきである。

グリーンボンド発行の際のポイント

➤ 適格なグリーンプロジェクトの例

再生可能エネルギー、省エネルギー事業など温室効果ガス排出量の抑制に貢献するプロジェクトや、環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業、自然資源の持続可能な管理、生物多様性保全に関する事業の他、気候変動に対する適応に関する事業として、インフラ事業や気候変動の観測システムなどが含まれる。

➤ 外部機関によるレビュー

ICMAのグリーンボンド原則は自主的なガイドラインであるため、グリーンボンド発行体は必要に応じて、資金使途の適切性や、グリーンプロジェクトによる環境改善効果などについて外部機関から客観的なレビューを取得することが求められる。